

『淮南萬畢術』訳注（六）

有馬 卓也

七一

〔原文〕

服玉如玉化水法。（『證類本草』三引『仙經』云「在『淮南三十六水法中』。」按前「蜘蛛塗足不用橋梁。」、『抱朴子』引『淮南玉女隱微』作「涉大水不用橋梁。」及『史記』龜策傳引「石朱方」、『證類本草』引『淮南方』、『劉安說』、并『三十六水法中』、皆『萬畢術』文。書名岐出、蓋傳錄者省文、或僅舉門目耳。『隋』志云「梁有『淮南萬畢方』、『淮南變化術』合之。」、『抱朴子』引『玉女隱微』、殆即『漢書』本傳所云『鴻寶』三章也。）

化玉如玉漿、稱爲玉泉。服之不老。（『證類本草』三。『本草』又有「化消石法」注引『陶隱居』云「在『三十六水法中』。」惜不言其詳。）

〔書き下し〕

（文）玉如しくは玉の水に化するを服するの法。

・『証類本草』三に『仙經』を引きて云ふ『淮南三十六水法中』に在り。」と。按ずるに前に「蜘蛛足に塗れば、橋梁を用い

ず。〔①〕、『抱朴子』に『淮南玉女隱微』を引きて「大水を渉るに、橋梁を用いず。」と作り、『史記』龜策伝の「石朱方〔②〕」を引き、『証類本草』の『淮南方』、『劉安說』並びに『三十六水法中』を引くに及びては、皆『萬畢術』の文なり。書名の岐出するは〔③〕、蓋し伝録者の文を省するならん。或は僅かに門目を挙ぐるのみならん。『隋』志に云ふ「梁に『淮南萬畢方』、『淮南變化術』ありて之を合す。」と。『抱朴子』の引きし『玉女隱微』は、殆ど即ち『漢書』本伝に云ふ所の『鴻寶』三章なり〔④〕。

（注）玉を化して玉漿〔⑤〕の如くしたるを、稱して玉泉と為す。之を服せば老いず。

・『証類本草』三。『本草』に又「化消石法」注に『陶隱居』を引きて云ふ『三十六水法中』に在り。」と。惜しむらくは其の詳を言はず。

〔注〕

① 葉本の一九。  
② 葉本の七二。

③ いろいろな書名があるのは、の意。

④ 『漢書』劉安伝には『鴻寶』三章の記載はない。『漢書』には劉向伝に『枕中鴻寶苑秘書』が見えるのみである。『鴻寶萬畢』三章の記載があるのは『神仙伝』劉安である。

⑤ 玉石から出る液。玉液・玉泉ともいう。

〔現代語訳〕

(文) 玉、あるいは水に変化した玉を服用する方。

(注) 玉が変化して玉漿のようになったものを玉泉という。これを服用すれば老いることがない。

〔補〕

○ 『証類本草』三(玉)「仙經云、服玉如玉化水法、在淮南三十六水法中載。」

○ 『抱朴子』遐覽「其変化之術、大者唯有墨子五行記、本有五卷。

昔劉君安未仙去時、鈔取其要、以為一卷。其法用藥用符、乃能令人飛行上下、隱淪無方、含笑即為婦人、蹙面即為老翁、踞地即為小兒、執杖即成林木、種物即生瓜果可食、画地為河、撮壤成山、坐致行厨、興云起火、無所不作也。其次有玉女隱微一卷、亦化形為飛禽走獸、及金木玉石、興云致雨方百里、雪亦如之、渡大水不用舟梁、分形為千人、因風高飛、出入無間、能吐氣七色、坐見八極、及地下之物、放光万丈、冥室自明、亦大術也。然当步諸星數

十、曲折難識、少能譜之。其淮南鴻寶萬畢、皆無及此書者也。又有白虎七變法、取三月三日所殺白虎頭皮、生辰血、紫綬、流萍、以三月三日合種之。初生草似胡麻、有実、即取此実種之、一生輒一異、凡七種之、則用其実合之、亦可以移形易貌、飛瀆在意、与墨子及玉女隱微略同、過此不足論也。」

○ 『史記』龜策伝「臣為郎時、見萬畢石朱方。伝曰、有神龜。在江南嘉林中。嘉林者、獸無虎狼、鳥無鷓鴣、草無毒螫、野火不及、斧斤不至。是為嘉林。龜在其中、常巢於芳蓮之上。左脅書文。曰、甲子重光、得我者、匹夫為人君、有土正、諸侯得我為帝王。求之於白蛇蟠杆林中者、齋戒以待。誕然、状如有人來告之。因以醮酒佗髮、求之三宿而得。」

○ 『隋書』經籍志(子・五行)「竈經十四卷(梁簡文帝撰。梁又有：淮南萬畢方・淮南變化術・陶朱變化術各一卷。……)」

○ 『漢書』劉安伝「作為内書二十一篇。外書甚衆。又有中篇八卷。言神仙黃白之術。亦二十余方言。」

◇ 仙薬系である。『神農本草経』にも上品に「玉泉」があり、「五臓の百病を治め、筋を柔らかくし、魂魄を安んじ、肌肉を長じ、氣を益す。久しく服せば、寒暑に耐え、飢渴せず、老いず、神仙と為る。」と記されている。また、玉から生じる液(玉漿・玉液・玉泉)が不老や不死、登仙のアイテムとして認識されていることは、『山海経』西山経にも「崑崙」丹水出づ。西流して稷澤に注ぐ。其の中に白玉多し。是れ玉膏あり。黄帝是を食し是を饗す。」とあり、郭璞はここに『河図玉版』に曰く「少室山は其の上に白玉膏あり。一服せば即ち仙たり」と。亦此の類なり。」と注してい

る。玉が持つ性質として広く認知されていたことの一例となろう。  
◇(注)に「化玉如玉漿」とあり、「玉化如玉漿」ではないことが注目される。(文)には「玉化水」とあるから、「玉が自然と水に化す」の意であるが、(注)では人為的な操作によって「玉を水に化す」の意になる。或は玉漿・玉泉を精製する方があったのか。

七二

〔原文〕

石朱方。〔史記〕龜策傳引『素隱』曰「按萬畢術中有石朱方。方中說嘉林中。故云傳曰。」據此則『史記』正文所引之傳、乃傳文而『素隱』所引則標題也。

傳曰「有神龜。在江南嘉林中。嘉林者、獸無虎狼、鳥無梟鴟、草無毒螫、野火不及、斧斤不至。是爲嘉林。龜在其中、嘗巢于芳蓮之上。左脅書文。曰「甲子重光得我者、匹夫爲人君有土正、諸侯得我爲帝王。」求之于白蛇蟠杆林中者、齋戒以待。譏然如有人來告之。因以醪酒、佗髮求之三宿而得。」〔史記〕龜策傳。『玉海』百九十九引云「有神龜在江南嘉林中。巢于芳蓮之上、左脅書文。曰「甲子重光。」』『白帖』九十八引此傳云「在江南嘉林中、無虎狼鴟梟、草木無毒螫、火不及。龜常在、齋戒以待、如人來、因醪以酒、得名龜。置之家富。因夢送我水中、殺之身死、家亦不利。」按『開元占經』百二十引『瑞應圖』「靈龜似鼈而長合五行之精、三百歲遊于藕葉之上。千歲遊于蒲上。徑一尺二寸。王者奉順后土、上承天則見。」『藝文類聚』九十六引『抱朴子』「巢記千歲之龜、五色具焉、其額上兩骨起似角。解人語。

浮出蓮葉之上。或在叢著之下。」又『占經』一百二十引『尚書中候』曰「周公沈璧、元龜青純。」又引何休解「純綠也。謂純綠千歲龜也。含光刻背中書、止躋于壇、赤文綠字。周公視、周王乃視龜留不去、周公授筆以世文寫之。書成文消。龜去。」各書所云、皆足與淮南說相資證也。

〔書き下し〕

(文) 石朱方。

・『史記』龜策伝に引きし『素隱』に曰く「按ずるに『萬畢術』中に石朱方あり。方中に嘉林中を説く。故に「伝に曰く」と云ふ」と。此れに拠れば則ち『史記』正文の引きし所の伝は、乃ち伝の文①にして、『素隱』の引きし所は則ち標題なり。

(注) 伝に曰く「神龜あり。江南の嘉林の中に在り。嘉林は、獸に虎狼なく、鳥に鴟・梟なく、草に毒螫②なく、野火③には及ばず、斧斤は至らず。是れ嘉林たり。龜は其の中に在り。嘗に芳蓮の上に巢くふ。左脇に文を書して曰く「甲子の重光④」、我を得る者は、匹夫は人君と爲り、土を有する正たらん。諸侯の我を得るは帝王と爲らん」と。之を白蛇蟠杆⑤の林中に求むる者は、齋戒して以て待つ。譏然として⑥人の来りて之を告ぐるものあるが如し。因りて以て酒を醪ぎ、佗髮⑦して之を求めば、三宿にして得。」と。

・『史記』龜策伝。『玉海』百九十九に引きして云ふ「神龜あり。江南の嘉林の中に在り。芳蓮の上に巢くふ。左脇に文を書して曰く「甲子の重光。」」と。『白帖』九十八に此の伝を引きて云ふ「江南の嘉林の中に在り。虎狼鴟梟なく、草木に毒

螫なし。火及ばず。亀は常に在り。齋戒して以て待てば、人の如くして来る。因りて醮ぐに酒を以てすれば、名亀を得。之を置けば家富む。夢に因りて我を水中に送り、之を殺して身死す。家も亦利あらず。」と。按ずるに『開元占經』百二十に『瑞応図』を引きて「靈亀は鼈に似て長じ、五行の精に合す。三百歳にして藕の葉の上に遊び、千歳にして蒲の上に遊ぶ。徑一尺二寸。王者の后土を奉順し、上は天より承くることあれば則ち見はる。」と。『芸文類聚』九十六に『抱朴子』を引きて『巢記』に「千歳の亀は、五色具はる。其の額の上両骨起ちて角に似たり。人語を解す。浮きて蓮葉の上に出づ。或は叢著⑧の下に在り。」と。又『占經』一百二十に『尚書中候』を引きて曰く「周公璧を沈め、元亀青純たり。」又何休解を引きて「純は緑なり。純緑とは千歳の亀を謂ふなり。光を含み背の甲に書を刻む。「止まりて壇に躋る。」と。赤文緑字なり。周公視、周王も乃ち亀の留まりて去さざるを視る。周公筆を授けて世文を以て之を写さしむ。書成りて文消ゆ。亀去る。」と。各書の云ふ所、皆淮南説と相資証するに足るなり。

〔注〕

- ① この「伝」は『淮南萬畢術』の注をさす。
- ② 人を刺す毒草のこと。
- ③ 鬼火・燐気のこと。『列子』天瑞に「羊肝は化して地臯と為り、(九二と関連)馬血は転鄰と為り、人血は野火と為る。」とある。

- ④ 太歳(木星)が辛にある年のこと。
- ⑤ わだかまつている、とぐろをまいていること。或いは「白蛇蟠杆」で林の名とする見方もある。
- ⑥ 物忌み謹むさま。
- ⑦ 髪を振り乱すこと。
- ⑧ 生い茂ったメドハギ。

〔現代語訳〕

(文) 石朱方。

(注) 伝に次のように言う。「神亀がいる。江南の嘉林の中にいる。嘉林には、虎や狼のような猛な獣がおらず、トビやフクロウのような猛禽もおらず、人を刺すような毒草もなく、野火が及ぶことも、斧や斤が入ることもない。こういう林が嘉林である。亀はそういう嘉林の中にいる。いつも香りのある蓮の上に巣くつている。亀の左脇には「甲子の重光の年に、我を得る者は、匹夫は人君となり、土地を所有する長となるであろう。諸侯で我を得る者は、帝王となるであろう」という文字が書いてある。この亀を白蛇がわだかまつている林の中で求める者は、齋戒して待つ。そうして物忌み謹んで告げる者の到来を待つようにする。そして地に酒を注ぎ、髪を振り乱して探し求めれば、三日三晩で得ることができ。」

〔補〕

○ 『史記』龜策伝「臣為郎時、見萬畢石朱方。伝曰、有神亀。在江南嘉林中。嘉林者、獸無虎狼、鳥無鴟梟、草無毒螫、野火不及、

斧斤不至。是為嘉林。龜在其中、常巢於芳蓮之上。左脅書文。曰、甲子重光、得我者、匹夫為人君、有土正、諸侯得我為帝王。求之於白蛇蟠杆林中者、齋戒以待。譏然、狀如有人來告之。因以醮酒佗髮、求之三宿而得。」

○ 『史記索隱』「按萬畢術中有石朱方。方中說嘉林中。故云伝曰。」

○ 『玉海』百九十九（龜）「萬畢朱石伝曰、有神龜、在江南嘉林中。巢於芳蓮之上、左脅書文。曰甲子重光。」

○ 『白孔六帖』九十八「無虎狼毒（萬畢伝曰、在江南嘉林中、無虎狼

鷓鳥、草木無毒螫、火不及。龜常在。齋戒以待、如人來。因醮以酒、得名龜。置之家富。因夢送我水中、殺之身死。家亦不利。）」

○ 『開元占経』百二十一「又（瑞応図）曰、虛龜似鼈而長、合五行之精。三百歲遊于藕葉之上、千歲遊于蒲上。進一尺二寸。王者奉順

后土、承天則見。」

○ 『芸文類聚』九十六（龜）「抱朴子、巢記曰、千歲之龜、五色具焉。其額上兩骨起似角。解人言。浮出蓮葉之上、或在叢著之下。」

○ 『開元占経』百二十一「又（尚書中候）曰、周公沈璧、玄龜青純。（何休解、純緑也。謂緑純千歲龜也。含光刻背甲書、止雒於壇。赤文似字。周公視、周公乃視龜留不去、周公援筆、以世文而写之。書成文消。龜去。）

◇ 褚少孫の加筆部分ではあるが、『淮南萬畢術』の中で最も典拠の古い『史記』からの引用である。この段階（褚少孫は元帝・成帝期の人）で既に「伝（注）」が付いていたことが確認される。このことから、当初から注がついていた（自注）の可能性もありえよう。ただし、注の中には後に付加されたものが存する可能性もあるので、現存する注がすべて自注であるとは見なせない。

◇ 本条は予言を携えた神亀という点で洛書とベクトルを等しくするものと言える。褚少孫の時代であるから、緯書の登場にはまだ早いことを考えると、伝統的な河図洛書の思想とは別流のものであろう（聖王の登場と全く無関係であること、洛書が善政の結果であること（本条は輝かしい未来の獲得である）、嘉林という特定不能な場所の神亀であること、この三点の相違は決定的であるように思われる）が、後に融合していくであろうことは想像に難くない。

◇ 博物系としておく。ただし（文）の朱石方が意味するものについては不明。（注）との関連もはっきりしない。（注）のみを考えれば、福をもたらす神亀の存在と、その入手方法を伝えるものとなる。

七三

「原文」

伏苓散。令人身輕益氣力。髮白更黑、齒落更生、目冥復明、延年益壽、老而更少方。（『醫心方』二十六引『淮南子』）

伏苓四兩・朮四兩・稻米八斤。

凡三物搗末下篩。服方寸上、廿日日四復。廿日知。卅日身輕。

六十日百病愈。八十日髮落更生。百日夜見明。長服延年矣。（『醫心方』二十六。）

「書き下し」

（文）伏苓〔①〕散は、人身をして軽くして氣力を益す。髮の白きは

更に黒く、齒の落つるは更に生え、目の冥きは復明るく、年を延べ壽を益し、老いて更に少くせしむるの方。

・『医心方』二十六引きし『淮南子』。

(注) 伏苓四兩〔②〕・朮〔③〕四兩・稻米八斤〔④〕。

凡そ三物もて搗きて末とし下し篩ふ。方寸匕〔⑤〕を服すること廿日、日に四復。廿日にして知るあり。卅日にして身輕し。六十日にして百病愈ゆ。八十日にして髮の落つるは更に生ゆ。百日にして夜見ること明。長く服せば延年す。

・『医心方』二十六。

〔注〕

- ① マツホド。松の根に寄生するきのこの類。
- ② 一兩は一六グラム。
- ③ ウケラ。『神農本草經』上品にも見える。
- ④ 一斤は二五六グラム。
- ⑤ 『医心方』により「上」を「匕」に改めた。匕は匙のこと。正一寸四方の薬匙を「方寸匕」という(寺島良安『和漢三才図会』五二三四頁、平凡社東洋文庫、一九八六)。

〔現代語訳〕

(文) 伏苓散。人の体を軽くして氣力を増やす。白髪は黒くなり、抜け落ちた齒は再び生え、視力は回復し、長壽となり、老いることに若返っていく効能がある。

(注) 伏苓を四兩、朮を四兩、稻米を八斤。

これらの薬材をすべて搗いて粉末にし、ふるいにかける。それを一寸四方の匙で二十日間、一日四回服用する。二十日で効能が現れる。三十日で身が軽くなり、六十日ですべての病気が治る。八十日たつと抜け落ちた毛髪が再び生え始め、百日で夜目が利くようになる。さらに長く服用すれば壽命が延びる。

〔補〕

○ 『医心方』二十六「淮南子。伏苓散。令人身輕益氣力。髮白更黒、齒落更生、目冥復明、延年益壽、老而更少方。(伏苓四兩・朮四兩・稻米八斤。凡三物搗末下篩。服方寸匕廿日。日四復。廿日知。卅日身輕。六十日百病愈。八十日髮落更生。有驗。百日夜見明。長服延年矣。)」

◇ 仙薬系である。「伏苓」「朮」ともに『神農本草經』の上品に記述が見え、それぞれの効能が記された後に、「伏苓」は「久しく服せば、魂魄を安んず。神を養い、飢えず、年を延ぶ」、「朮」には「久しく服せば、身を軽くし、年を延ぶ。飢えず」など見える。ちなみに『淮南萬畢術』に記述のある神仙薬はもう一つ六八にあるので、「曾青もて薬を為れば、人をして老いざらしむ。」というものである。

◇ 本条から七五までは、薬物名のみが(文)で示される。

七四

〔原文〕

化精散。(『證類本草』六草品上、陶隱居云引。)

地黄主屬骨。(『證類本草』六草品上引劉安。)

〔書き下し〕

(文) 化精散〔①〕。

・『証類本草』六草品上、陶隱居云に引く。

(注) 地黄〔②〕は骨に属ぐを主どる。

・『証類本草』六草品上の引きし劉安。

〔注〕

① 本条を「化精散」とするのは葉徳輝のみで、他は「七精散」に作る。

② ゴマノハクサ科の植物。

〔現代語訳〕

(文) 化精散。

(注) 地黄は骨を接ぐのに効く。

〔補〕

○ 『証類本草』六(草品上)「冀州地黄・沂州地黄。(陶隱居云、咸陽即長安也。生渭城者、乃有子実。実如小麦。淮南七精丸、用之。)」

○ 『証類本草』六(草品上)「淮南子(云地黄主屬骨。)」

◇ 他に『淮南子』覽冥訓に「今夫れ地黄は骨を属ぐを主どる。而して甘草は肉を生ずるを主どる薬なり。」とある。

◇ 薬物系。本条は『証類本草』が引く陶弘景の言に見える「淮南七

精丸」により、地黄とのつながりが確認できる。

七五

〔原文〕

還精丸。(『證類本草』十三附方引。)

燒已髮、合頭垢等分合、服如大豆許三丸。名曰還精。令頭不白。

(『證類本草』十三引。)

〔書き下し〕

(文) 還精丸。

・『証類本草』十三附方に引く。

(注) 已髮〔①〕を焼きて、頭垢等分を合し、大豆許りの如きもの三丸を服す。名づけて還精と曰ふ。頭をして白くならざらしむ。

・『証類本草』十三に引く。

〔注〕

① 「已髮」では意味が通らない。『本草綱目』五十二(乱髮)には「劉安君、以已髮合頭垢等分、焼存性、每服豆許三丸。名曰還精丹。令頭不白。」とあって、「已髮」に作る(『普濟方』五十も同じ。ここでは「已髮」で解釈する。

〔現代語訳〕

(文) 還精丸。

(注) 自分の髪を焼いたものに、同量の頭の垢かぶを混ぜ合わせ、大豆ほどの大きさにしたものを三丸服用する。これを還精という。頭髪が白くならなくなる。

〔補〕

○ 『証類本草』 十三には該当箇所なし。

○ 『重修政和証類本草』 十五(頭垢)「劉安君、焼已髪、合頭垢等分、合服如大豆許三丸。名曰還精。令頭不白。」

◇ 薬物系。頭髪や頭垢は古くから薬材として用いられており、『五十二病方』では血止めとして灰にした頭髪が用いられ(308・011)、また下剤として頭垢が用いられている(200)。また『神農本草経』でも「髪髮」として上品に治められている。

◇ 以上で(文)(注)ともにそろった巻上を終了。

巻下

七六

〔原文〕

欲致疾風、焚雞羽。(『太平御覽』九。吳淑『事類賦』風部。按『易』說卦傳「巽爲風爲雞。雞羽致風。」亦物類相感之理。)

〔書き下し〕

(文) 疾風を致さんと欲せば、雞の羽を焚く。

・『太平御覽』九。吳淑『事類賦』風部。按ずるに『易』說卦伝に「巽①は風たり雞たり。雞の羽は風を致す。」と。亦物類相感の理なり。

〔注〕

① 『易』の六十四卦の一つ(巽)。八卦の巽(☴・風)を二つ重ねた形である。巽卦の象伝にも「隨風あるは巽なり。」とある。

〔現代語訳〕

(文) 疾風を起こそうと思うならば、鶏の羽を焼く。

〔補〕

○ 『太平御覽』九(天部・風)「淮南萬畢術曰、欲致疾風、焚雞羽。」  
○ 吳淑『事類賦』二(天部・風)「求處而每因焚羽。(淮南畢萬術曰、欲致疾風、焚雞羽。)」



○『易』説卦伝「巽為風為雞。雞羽致風。」

◇この他、『御選古文淵鑿』三十四の于公異(唐)の「収西京露布」の「召勝風於大旆」の注に「兵法、順風所向、擊賊者勝。萬畢術曰、召風者、当焚鷄羽。」とある。

◇自然を操作する系統である。興味深いのは『易』説卦伝に類似の文が見えることであり、『漢書』芸文志の六芸略・易に記載のある淮南王国における『易』の解説書『淮南道訓』二篇との関連がある可能性をもっている。

◇本条から九五までは(文)のみが残っているものが集められている。

## 七七

〔原文〕

虎嘯則谷風生。(『太平御覽』八百九十一。吳淑『事類賦』虎部。按『淮南鴻列解』天文訓「虎嘯而谷風至。」高誘注「虎土物也。風木氣也。本生于土。故虎嘯而谷風至。」『文選』劉孝標「廣絶交論」注引許慎注云「虎陰中陽獸。與風同類也。」『御覽』九百二十九引同。葛洪『神仙傳』「淮南王篤好儒學、兼占候方術。作『内書』二十二篇。又『中篇』八章、言神仙黃白之事。名爲『鴻寶萬畢』。三章論變化之道。」據葛洪云云、是『萬畢術』即『中篇』之文。其與『内書』天文訓同者、古人著述『内篇』、多與『外篇』互相發明、不嫌複也。)

〔書き下し〕

(文) 虎嘯<sup>ま</sup>げば則ち谷風〔①〕生ず。

・『太平御覽』八百九十一。吳淑『事類賦』虎部。按ずるに『淮南鴻列解』天文訓に「虎嘯げば而ち谷風至る。」の高誘注に「虎は土物なり。風は木氣なり。木は土より生ず〔②〕。故に虎嘯げば而ち谷風至るなり」と。『文選』劉孝標「廣絶交論」注に「許慎注を引きて云ふ「虎は陰中に陽あるの獸なり。風と同類なり」と。『御覽』九百二十九の引くも同じ。葛洪『神仙傳』に「淮南王は篤く儒学を好み、占候方術を兼ね。『内書』二十二篇を作る。又『中篇』八章ありて、神仙黃白の事を言ふ。名づけて『鴻寶萬畢』と為す。三章は變化の道を論ず〔③〕」と。葛洪云云に拠れば、是の『萬畢術』は即ち『中篇』の文ならん。其の『内書』天文訓と同じき者は、古人『内篇』を著述するに、多く『外篇』と互相に發明し、複するを嫌はざればなり。)

〔注〕

① 単に谷に吹く風とも、東風とも解釈できる。後者の場合、万物を成長させる風の意となる。

② 原本は「本」に作るが、意味の上から「木」に改めた。

③ 葉德輝の解釈に従って句読を切ったが、『搜神記』のこの部分は、「又『中篇』八章ありて、神仙黃白の事を言ふ。名づけて『鴻寶』と為す。『萬畢』三章は變化の道を論ず。(又『中篇』八章、言神仙黃白之事。名爲『鴻寶』。『萬畢』三章、論變化之道。)」という読みも可能である。その場合、『中篇』と『萬畢』の関係が異なる。

つてくる。

〔現代語訳〕

(文) 虎が吠えると谷風が生じる。

〔補〕

○ 『太平御覽』八百九十一(獸部・虎)「又(淮南萬畢術)曰、虎嘯則谷風生。」

○ 『事類賦』二十(獸部・虎)「祇可生風(萬畢術曰、虎嘯則谷風生)。」

○ 『淮南鴻列解』天文訓「虎嘯而谷風至。」

高誘注「虎土物也。風木氣也。本生于土。故虎嘯而谷風至。」

許慎注『文選』劉孝標「広絶交論」注「虎陰中陽獸。与風同類也。」

○ 葛洪『神仙伝』「淮南王篤好儒学、兼占候方術。作内書二十二篇。又中篇八章、言神仙黄白之事。名為『鴻寶萬畢』。三章論變化之道。」

◇ この外、『太平御覽』九百二十九(鱗介部・龍)に「又(淮南萬畢術)曰、虎嘯而谷風生(虎陰中陽獸也。与風同類。)、龍拳而景雲属(龍陽中陰虫也。与雲同類。)」とある。(一)内は許慎注。『文選』卷五十五劉公標「広絶交論」で同注を「許慎曰」として引いている。

また『事類賦』二(天部・風)に「才驚虎嘯(淮南子曰、虎嘯而谷風生。注、虎陽獸也。与風同類。)」とある。

◇ 三通りほどの解釈が想定され、それによって系分類も異なってくる。一に、虎と谷風は同類で相応するという博物系。この場合は『易』の陰陽理論が中心となる。淮南王国においては『易』学も進んでいたから、この可能性は高い。二に、注①に示したように、

『詩』に基づくもので、虎が鳴く↓谷風が吹く↓豊作という流れから、古い・願掛けといった類の占候系。三に、谷風が吹けば近くに虎がいる、という虎害を避けるための生活の知恵系。

七八

〔原文〕

竈神晦日歸天白人罪。『太平御覽』一百八十六。按『藝文類聚』八十引『抱朴子』内篇曰、竈之神每月晦日輒上天言人罪狀。大者奪紀。紀者三百日也。

小者奪筭。筭者一日也。葛洪云云、蓋本此。又『醫心方』引『河圖紀命符』云、人身中有三尸。三尸之爲物、實魂魄鬼神之屬也。欲使人早死。此尸當得

作鬼自放縱游行。

〔書き下し〕

(文) 竈神「①は晦日「②」に天に帰りて人の罪を白す。

・『太平御覽』一百八十六。按ずるに『芸文類聚』八十は『抱朴子』内篇を引きて曰く「竈の神は毎月晦日に輒ち天に上りて

人の罪を言ふ。状の大なる者は紀を奪はる。紀とは三百日なり。小なる者は筭を奪はる。筭とは一日なり」と。葛洪云云

は、蓋し此に本づく。又『醫心方』は『河圖紀命符』を引きて云ふ「人身中に三尸「③」あり。三尸の物たる、実に魂魄鬼神の属なり。人をして早く死せしめんと欲す。此の尸は当に

鬼と作りて自ら放縱游行するを得べし。」と。

〔注〕

① 『太平御覽』百八十六(居處部・竈)に「淮南子曰、黄帝作竈、死為竈神。」とある。現在の『淮南子』には本文は見えない。

② 月の最終日のこと。

③ 人間の体内にいとされる存在。人が死ぬと祭祀が受けられるため、人の早死にを望むとされる。頭部にいる上戸は頭部を、腹部にいる中戸は五臓を、足部にいる下戸は下半身を病ませるとする。

〔現代語訳〕

(文) 竈の神は毎月の月末に天に帰って家の人の罪を(天帝に)告げる。

〔補〕

○ 『太平御覽』一百八十六(火部・竈)『抱朴子』内篇曰、竈之神毎月晦日、輒上天言人罪状。大者奪紀。紀者三百日也。小者奪筭。筭者一日也。」

○ 『芸文類聚』八十(火部・竈)『抱朴子』内篇曰、竈之神毎月晦日、輒上天言人罪状。大者奪紀。紀者三百日也。小者奪筭。筭者一日也。」

○ 『医心方』卷二六「河図紀命符曰、天地有司過之神。随人所犯輕重、以奪其筭紀。惡事大者奪紀。(紀一年也。)過小者奪筭。(筭一日也。)随所犯輕重、所奪有多少也。人受命得壽、自有本數。數本多者、紀雖卒尽、故死遲。若所稟本數以少、而所犯多者、則紀筭速

尽而死早也。又人身中有三戸。三戸之為物、実魂魄鬼神之属也。

欲使人早死。此戸当得作鬼自放、縦游行饗、食人祭醜。每到六甲窮日輒上天、白司命道人罪過。過大者奪人紀、小者奪人筭。故求仙之人、先去三戸。恬憚無欲、神靜性明。積衆善乃服藥有益、乃成仙。」

◇ 博物系としておく。竈信仰(庚申信仰)として、後に道教に取り込まれるものである。類推するならば、初めの形態は道德的(罪を犯さないための)禁忌だったのではないか。竈神がやがて三戸へと移行し、逆に(罪を犯さないのではなく)三戸を天に帰らせない庚申講へと変容していったのであろう。窪徳忠氏の『庚申信仰の研究』(学術振興会、1981)など。

いずれにせよ竈が不思議な力を持つものとして考えられていたことは、本書の六・七九にも見えるし、また『史記』では仙人に会うための手段として用いられ(封禪書)、『五十二病方』では灰が薬剤として用いられていることなどからも明らかであろう。

◇ ここに引かれる『医心方』は、同じく卷二六の「去三戸方」の一部であり、『河図紀命符』のほか、『仙経』『大清経』を引き、詳細に三戸を除く方法について記している。

### 七九

〔原文〕

埋髮竈前、婦安夫家。(『藝文類聚』十七。『太平御覽』三百七十三。『醫心方』引『枕中方』云、夫婦相憎之時、以頭髮埋竈前、相愛如鴛鴦。即本此。)

〔書き下し〕

(文) 髪を竈の前に埋むれば、婦安く夫家にあり。

・『芸文類聚』十七。『太平御覽』三百七十三。『医心方』は『枕中方』を引きて云ふ「夫婦相憎むの時、頭髮を以て竈の前に埋め著くれば、相愛すること鴛鴦むすびこの如し」と。即ち此に本づく。

〔現代語訳〕

(文) 髪を竈の前に埋めておけば、妻は心安らかたで夫は常に家にいる。

〔補〕

○ 『芸文類聚』十七(人部・髪)「淮南萬畢術曰、埋髮竈前、婦安夫家。」

○ 『太平御覽』三百七十三(人事部・髪)「淮南子曰、萬畢曰、埋髮竈前、婦安夫家。」

○ 『医心方』二十六「又(枕中方)云、夫婦相憎之時、以頭髮埋着竈前、相愛如鴛鴦。」

◇ 呪術系である。誰の髪を埋めるのかが明らかにされていないが、

夫婦ともに安泰であるとする点からすれば、夫婦両方の毛髪であろう。次に誰が埋めるのかという点に就いては、(文)は夫婦そろっての可能性が高いが、『医心方』の場合は憎み合っている夫婦が前提となっているので、埋めるのは夫婦の親、或は子供あたりであるうか。関連六・七・三七

八〇

〔原文〕

抜劍倚戸兒不夜驚。(『太平御覽』三百四十四。又七百三十六、引無夜字、戸作門。『事類賦』劍部、引作「抜劍倚戸兒夜不驚。」)

〔書き下し〕

(文) 劍を抜きて戸に倚れば、兒夜驚かず〔①〕。

・『太平御覽』三百四十四。又七百三十六は引きて夜字なく、戸を門に作る。『事類賦』劍部は引きて「劍を抜きて戸に倚れば、兒夜驚かず」に作る。

〔注〕

① ここの「驚」は失神につながるものと捉えるべきであろう。

病名としての「驚」は、他に「驚風」「驚邪」とも言う。本条は「驚」の早い用例と思われる。『五十二病方』にも「驚」の用例が一例(〇〇)あり、やはり小児の癲癇に関わるもので「癇(十歳以下)とは、身熱く数しば驚き……」とある。

〔現代語訳〕

(文) 劍を抜いて戸に立てかけておけば、子供が夜に失神することはない。

〔補〕

○ 『太平御覽』三百四十四(兵部・劍)「淮南萬畢術曰、抜劍倚戸兒不夜驚。」

○ 『太平御覽』七百三十六(方術部・術)「又(淮南萬畢術)曰、抜劍倚門、兇不夜驚。」

○ 『事類賦』十三(服用部・劍)「倚戸旧伝方(萬畢術曰、抜劍倚戸、兇不夜驚。)」

◇ 呪術系医療である。『淮南子』汎論訓に「戸樞を枕にして臥する者は、鬼神、其の首を蹠む」という当時の禁忌を伝える文が見えるが、同じ主旨の文が『太平御覽』卷七三九(疾病部・癩)が引く『風俗通義』にもあり、そこには「臥するに戸の砌に枕すれば、鬼、其の頭に陥り、人をして癩を病ましむ」とある。「戸の敷居を枕にすると鬼神が…」という点で共通しており、頭に陥るということと癩を病むということは恐らく同義と考えてよからうと思う。癩癩と病因としての鬼神については山田慶児氏が『中国医学の起源』(岩波書店、1996)の第4章「最初の臨床医学書」において『五十二病方』を材料としつつ種々言及しておられるので、ここでは詳細には触れないが、症状に陥った際の処方伝える『五十二病方』、予防策を伝える『淮南萬畢術』、禁忌として伝える『淮南子』『風俗通義』と、根は同じものと考えられる。

八一

〔原文〕

得螳螂伺蟬、自鄣葉可以隱形。(『太平御覽』九百四十六引『笑林』)

〔書き下し〕

(文) 螳螂<sup>たかぎ</sup>を得て蟬を伺はしめば、自ら葉を鄣<sup>かざ</sup>へて以て形を隠すべし。

・『太平御覽』九百四十六の引きし『笑林』。

〔現代語訳〕

(文) カマキリは蟬をねらう時には、葉に隠れて身をかくすことができる。

〔補〕

○ 『太平御覽』九百四十六(虫豸部・螳螂)「邯鄲氏『笑林』曰、楚人居貧読『淮南方』得螳螂伺蟬、自鄣葉可以隱形。……。」

◇ カマキリの生態を伝える博物系である。

八二

〔原文〕

白青得鐵即化爲銅。(『太平御覽』九百八十八)

〔書き下し〕

(文) 白青〔①〕は鉄を得ば、即ち化して銅と為る。

・『太平御覽』九百八十八。

〔注〕

① 『神農本草經』上品に「味は甘。平。山谷に生ず。目を明ら

かにし、九竅・耳聾・心下邪氣に利あり。人をして吐かしめ、諸毒・三虫を殺す。久しく服せば、神明を通じ、身を軽くし、年を延べ老いず。」とある。

〔現代語訳〕

(文) 白青は鉄を得るとすぐに銅に変化する。

〔補〕

○ 『太平御覧』九百八十八(薬部・白青)「淮南萬畢術曰、白青得鉄即化為銅。(取礬・白青、分等煉冶合鉄、即成銅矣。)」

◇ 本条は『太平御覧』の南宋蜀刊本(中文出版社本)には注「礬・白青を取りて、分等し煉冶して鉄と合すれば、即ち銅と成る。」がついている。葉德輝の見落としてであろう。

◇ 「化」に関わる博物系である。もともとの銅ではなく、白青が鉄によって変化した銅を何に使用するかは不明。

八三

〔原文〕

朱砂為瀕。(『太平御覧』九百八十八。按『神農本草経』上、「丹沙久服通神明不老。能化為瀕。」此即『淮南術』所本。今『淮南鴻烈解』墜形訓云「赤天七百歳生赤丹。赤丹七百歳生赤瀕。」高誘無注。『御覧』引舊注云「赤丹、丹砂也。南方數七。故七百歳而一化。」)

〔書き下し〕

(文) 朱砂〔①〕、瀕〔②〕と為る。

・『太平御覧』九百八十八。按ずるに『神農本草経』上に「丹沙〔③〕は久しく服せば神明に通じて老いず。能く化して瀕と為る」と。此れ即ち『淮南術』の本づく所なり。今『淮南鴻烈解』墜形訓に云ふ「赤天〔④〕は七百歳にして赤丹を生ず。赤丹は七百歳にして赤瀕を生ず」と。高誘注なし。『御覧』は旧注を引きて云ふ「赤丹は丹砂なり。南方の数は七。故に七百歳にして一たび化す」と。

〔注〕

- ① 硫化水銀のこと。
- ② 水銀のこと。
- ③ 朱砂に同じ。
- ④ 南方の天のこと。『淮南子』墜形訓は同所で埃天(中天)・青天(東天)・赤天(南天)・白天(西天)・玄天(北天)を提示する。

〔現代語訳〕

(文) 朱砂が水銀に変化する。

〔補〕

- 『太平御覧』九百八十八(薬部・水銀)「淮南萬畢術曰、朱沙為瀕。」
- 『神農本草経』上「丹砂。味甘。微寒。無毒。主身体五藏百病、

養精神、安魂魄、益氣、明目、通血脉、煩滿消渴、益精神、悅澤人面、殺精魅惡鬼、除中惡・腹痛・毒氣・疥癩・諸瘡。久服通神明、不老、輕身、神仙能化為汞。作末名真朱光色如雲母可析者良。」

○『淮南子』墜形訓「牡土之氣、御于赤天。赤天七百歳生赤丹、赤丹七百歳生赤瀕、赤瀕七百歳生赤金、赤金千歳生赤龍、赤龍入藏生赤泉。赤泉之埃上為赤雲、陰陽相薄為雷、激揚為電。上者就下、流水就通、而合于赤海。」

◇「化」に関わる博物系である。ただし『玉函山房輯佚書統編』子部芸術類が引く『淮南萬畢術』に「仁俊案ずるに朱沙は即ち水銀なり」とあり、朱沙＝水銀とする。とすれば「朱砂は瀕たり」という読みの可能性もある。

ただし水銀が仙薬を作るための原料の一つであったことを考えると、朱砂(丹砂)から水銀を精製できるという知識、そこから仙薬を製造できるという知識が時代的にどこまでさかのぼれるかという問題になってこよう。ちなみに『五十二病方』には水銀が薬材として用いられている例が四つ(341:367,383,430)あり、いずれも皮膚疾患(痒みや火傷など)治療のための外用薬として提示されている。

八四

〔原文〕

膠撓水則清。(『太平御覽』七百三十六。)

〔書き下し〕

(文) 膠にかわ①もて水を撓かきみたせば則ち清し。

『太平御覽』七百三十六。

〔注〕

① 動物の皮や骨などを煮詰めて作られた接着剤のこと。

〔現代語訳〕

(文) にかわを(濁った)水に入れてかき混ぜると、澄んでくる。

〔補〕

○『太平御覽』七百三十六(方術部・術)「又(淮南萬畢術)曰、老槐生火。膠撓水則清。弊箕止鹹。取箕以內醬中。鹹箸箕矣。」

◇この他、『抱朴子』外篇・嘉遯に「寸膠もて黄河の濁を止むるあたはず。」とある。

◇濁った水を使用できるようにするための生活の知恵系であろう。

八五

〔原文〕

鳩脛血塗雞頭、不能起。(『太平御覽』七百三十六。)

〔書き下し〕

(文) 鳩①の脛血もて雞の頭に塗れば、起つあたはず。

・『太平御覽』七百三十六。

〔注〕

① 『太平御覽』七百三十六は「鳩」を「鷓」に作る。こちらの方が類感呪術的には正しいように思われるが、ひとまず「鳩」で解釈しておく。

〔現代語訳〕

(文) 鳩の脛から採った血を準備して、それを鷓の頭に塗ると、鷓は立つことができなくなる。

〔補〕

○ 『太平御覽』七百三十六(方術部・術)「又(淮南萬畢術)曰、鷓脛血塗鷓頭、不能起。」

◇ 飼っている鷓を逃がさないための呪術系である。脛の血を使用するのは猛禽が足で小鳥を捕らえるからであろう。

八六

〔原文〕

囊駝之本、出泉渠。(『初學記』二十九。按『山海經』北山經「號山、其獸多囊駝。」郭璞注「有肉鞍。善行流沙中。日行三百里。其負千斤、知水泉所在也。」「藝文類聚」引『博物志』曰「燉煌西渡流沙往外國、濟沙千餘里中無水。時有伏流處、人不能知。駱駝知水脈。過其處、輒停不行、以足踏地。人

於所踏處掘之、輒得水。」郭張云云、蓋本淮南說也。)

〔書き下し〕

(文) 囊駝の本は、泉渠〔①〕を出だす。

・『初學記』二十九。按ずるに『山海經』北山經に「號山は其の獸に囊駝多し。」と。郭璞注に「肉鞍〔②〕あり。善く流沙の中を行く。日に行くこと三百里。其れ千斤を負い、水泉の所在を知るなり。」と。『芸文類聚』は『博物志』を引きて曰く「燉煌の西流沙を渡りて外國に往くに、沙千余里中を濟りて水なし。時に伏流ある処あるも、人は知るあたはず。駱駝のみ水脈を知る。其の処を過ぎれば、輒ち停まりて行かず、足を以て地を踏む。人踏みし所の処に於て之を掘れば、輒ち水を得。」と。郭・張〔③〕の云云は、蓋し淮南說に本づくなり。

〔注〕

① 渠はみぞ。泉渠で地下水脈の意か。

② ラクダのコブのこと。

③ 『山海經』に注をつけた郭璞と『博物志』の著者とされる張華をさす。

〔現代語訳〕

(文) ラクダの足元から泉がわく。

〔補〕



○『初学記』二十九(獸部・駝)「淮南萬畢術曰、橐駝之本、出泉渠。」  
○『山海經』三・北山經「又北三百八十里、曰隗山。其上多漆。其下多梧桐。其陽多玉。其陰多鉄。伊水出焉。西流于河。其獸多橐駝。(郭曰、有肉鞍。善行流沙中、日行三百里。其負千斤。知水泉所在也。)」

○『芸文類聚』九十四(獸部・駝)「博物誌曰、燉煌西渡流沙、往外国。濟沙千余里中、無水。時有伏流處。人不能知。駝駝知水脉。過其處、輒停不行。以足踏地。人於所踏處掘之、輒得水。」

◇駝駝の生態を伝える博物系である。また、ラクダで砂漠を旅する者への生活の知恵でもある。

八七

〔原文〕

阿羊九頭而更食。國亂乃出。(『太平御覽』九百二。按『開元占經』一百十九引『災異圖』曰「王侯二千石、不祇上命、剋暴百姓吁嗟、則一羊九頭。」)

〔書き下し〕

(文) 阿羊〔①〕は九頭にして更こも食ふ。国乱れて乃ち出づ。

・『太平御覽』九百二。按ずるに『開元占經』一百十九は『災異図』を引きて曰く「王侯二千石、上命を祇こまず、剋暴〔②〕して百姓吁なげ嗟げけば、則ち一羊九頭あり。」と。

〔注〕

① 詳細は不明。

② すき勝手に暴れること。

〔現代語訳〕

(文) 九つの頭を持つ阿羊が現れてかわるがわる食う。国が乱れると、やがて出現する。

〔補〕

○『太平御覽』九百二(獸部・羊)「淮南萬畢術曰、阿羊九頭、更食。國乱乃出。」

○『開元占經』一百十九(羊大家占・羊休徵)「災異図曰、王侯二千石、不祇上命、剋暴百姓吁嗟、則一羊九頭。」

◇占い・予兆系である。『漢書』五行志(中之上)に土の災には羊に変調が現れるとし、さらにその乱れの原因が「九」という数字に反映されているとある。混乱の予兆(災異)であろう。『開元占經』に言う「王侯二千石」は後漢期のものである。これは或は具体的に皇帝をないがしろにする九人の王侯が出現したことによる意味づけかもしれない。

八八

〔原文〕

老槐生火。(『太平御覽』七百三十六。按今『淮南鴻烈解』汎論訓亦有此文。語本『莊子』。吳淑『事類賦』槐部引春秋說「槐木者、靈星之精。」蔡邕『獨斷』上「靈星、火星也。」「周禮」司燿注「冬取槐檀之火。」皆槐能生火之證。

『淮南』明于天地陰陽之故。所說皆非無本。迂儒爲方術、陋矣。」

〔書き下し〕

(文) 老槐は火を生ず。

・『太平御覽』七百三十六。按ずるに今『淮南鴻烈解』汎論訓も亦此の文あり。語は『莊子』に本づく。吳淑『事類賦』槐部に春秋説を引きて「槐木は靈星〔①〕の精なり。」と。蔡邕『独断』上に「靈星は火星なり。」と。『周礼』司燿注に「冬に槐檀の火を取る。」と。皆槐の能く火を生ずるの証なり。『淮南』は天地陰陽の故を明らかにす。説く所は皆本なきに非ず。迂儒〔②〕の方術と爲すは、陋なり。

〔注〕

① 二十八宿の角・亢にあたる。稼穡をつかさどり、民に農耕の時節を教えるとされる。

② 見識のない学者のこと。

〔現代語訳〕

(文) 老いた槐の樹は火を生ずる。

〔補〕

○ 『太平御覽』七百三十六(方術部・術)「又(淮南萬畢術)曰、老槐生火。膠撓水則清。弊箕止鹹。取箕以内醬中。鹹箸箕矣。」

○ 『淮南子』汎論訓「老槐生火、久血為燐、弗怪也。」

○ 『莊子』外物「木与木相摩則然、金与火相守則流。陰陽錯行、則天地大絀、於是乎有霆、水中有火、乃焚大槐。」

○ 『事類賦』二十五(槐)「又以為靈星之精(春秋説、槐木者靈星之精)。」

○ 『独断』上「風伯神、箕星也。其象在天能興風。雨師神、畢星也。其象在天能興雨。明星神、一曰靈星。其象在天。旧説曰、靈星火星也。一曰龍星。火為天田。厲山氏之子柱及后稷能殖百穀、以利天下。摠祠此三神、以報其功也。漢書(郊祀志上)称、高帝五年(漢書)は「八年」とする、初置靈星祠。后土祠位在壬地。」

○ 『周礼』司燿「司燿掌行火之政令、四時變国火、以救時疾。(行猶用也。變猶易也。春取榆柳之火、夏取棗杏之火、季夏取桑柘之火、秋取柞檀之火、冬取槐檀之火。)」

◇ 博物系である。他に『太平御覽』八百六十九(火部・火)・八百八十八(妖異部・変化)・九百五十四(木部・槐)に「淮南子曰」として本文を引く。

## 八九

〔原文〕

青泥殺鼈。得覓復生。(『藝文類聚』九十六。『太平御覽』九百三十二。按『博物志』云「取鼈卵令如碁子大。搗赤莧汁和合、厚以茅包。投池中、經旬樹盡成鼈。」法本此。)

〔書き下し〕

(文) 青泥〔①〕は鼈を殺す。覓〔②〕を得ば復た生く。

・『芸文類聚』九十六。『太平御覽』九百三十二。按ずるに『博物志』に云ふ「鼈を取り割ぎて碁子③」の大きさの如くならしむ。搗きて赤覓の汁もて和合し、厚くして茅を以て包む。池中に投ずれば、旬を経て鬻④「④」尽く鼈と成る。」法此れに本づく。

〔注〕

① 詳細は不明。参考として挙げておくと、『神仙伝』の王烈の条に、太公山の山石からあふれ出る青泥の描写があるが、薬物としての効能の記述はない。

② ヒユ科の植物。赤・白・人・紫・五色・馬の六種類がある(『本草綱目』二十七)。

③ 碁石のこと。

④ 切り身の肉のこと。

〔現代語訳〕

(文) 青泥を使ってスッポンを殺す。覓を使えばスッポンを生き返らせる。

〔補〕

○ 『芸文類聚』九十六(鱗介部・鼈)「淮南子萬畢術曰、青泥殺鼈。得覓復生。」

○ 『太平御覽』九百三十二(鱗介部・鼈)「淮南萬畢術曰、青泥殺鼈。得覓復生。」

○ 『博物志』四(戲術)「取鼈、剖令如碁子大。搗赤覓汁和合、厚以茅包。五月中、投池澤中、經旬鬻鬻尽成鼈也。」(『太平御覽』九百三十三)

◇ ささまざまな解釈が可能である。『博物志』の記述を見れば、スッポンの切り身がそれぞれに再生するから、スッポン猟のための青泥と、次回の豊猟のための再生の覓を示していることになり、生活のための知恵系となる。ただし、本文のみを考えれば、覓で再生するのが青泥で殺したスッポンに限定されるわけで、その場合は方術系となる。

九〇

〔原文〕

燒蟹致鼠。(『太平御覽』九百四十二。按『淮南鴻烈解』原道訓「使蟹捕鼠。」

高誘注「以艾灼蟹匡上、内置穴中。乃熱走、窮穴適能禽一鼠也。」高注蓋曾

見『萬畢術』中語也。)

〔書き下し〕

(文) 蟹を焼きて鼠を致す。

・『太平御覽』九百四十二。按ずるに『淮南鴻烈解』原道訓に「蟹をして鼠を捕へしむ。」と。高誘注に「艾を以て蟹を匡上①」に灼き、内れて穴中に置く。乃ち熱走り、穴を窮め適たま能く一鼠を禽にするなり。」と。高注は蓋し曾て『萬畢術』中の語を見しならん。

〔注〕

① は(こ)いと。

〔現代語訳〕

(文) 蟹を焼いて鼠をおびきよせる。

〔補〕

○ 『太平御覧』九百四十二(鱗介部・蟹)「淮南萬畢術曰、焼蟹致鼠。」

○ 『淮南子』原道訓「夫釋大道而任小教、無以異於使蟹捕鼠、蟾蜍捕蚤。不足以禁奸塞邪、乱乃逾滋。(以艾灼蟹匡上、内置穴中。乃熟走、窮穴適能禽一鼠也。蟾蜍、蟹也。跳行舒遲、捕蚤亦不能悉得。故曰、不足以禁姦。逾滋、益甚也。)」

◇ 鼠の駆除に関する生活の知恵系であろう。

◇ 『淮南子』原道訓の本文は取るに足りない「小教」の例として示されたものであるが、「ヒキガエルに蚤を捕らせる」と同様、当時民間で行われていたものではないかと思われる。これに付された具体的な高誘注が本条の(文)の(注)として認定するには疑問が残る。蟹を焼く点は同じでも、「致す」という(文)の表現が、高誘注には合わないように思われる。同系統の別なやり方と見た方がよいのではないか。

九一

〔原文〕

蝟膠塗鐵、柔可折。(『太平御覧』七百三十六。又九百十二。)

〔書き下し〕

(文) 蝟はりねずみの膠にかわ「①」を鉄に塗れば、柔らかくして折るべし「②」。

『太平御覧』七百三十六。又九百十二。

〔注〕

① 『太平御覧』はともに「膠」を「膏」に作る。とりあえず「膠」で解釈しておく。

② 『太平御覧』はともに「可折」を「不折」に作る。とりあえず「可折」で解釈しておく。

〔現代語訳〕

(文) ハリネズミから作った膠を鉄に塗ると、柔らかくなって曲げることができる。

〔補〕

○ 『太平御覧』七百三十六(方術部・術)「又(淮南萬畢術)曰、蝟膏塗鉄、柔不折。甌瓦止鳥鳴。取甌底折之、則止。」

○ 『太平御覧』九百十二(獸部・蝟)「淮南萬畢術曰、蝟膏塗鉄、柔不折。」

◇ 鉄を曲げて加工するための生活の知恵系であろうか。或いは鉄を曲げてみせる奇術的な方術系であろうか。『太平御覧』は二ヶ所とも「柔らかくして折れず」に作るが、この場合「柔らかくならない」

（曲がりをするが）ポツキリと二つに折れることはない」の意であらうと考え、葉德輝が「柔らかくして折るべし」と改めたものと思われる。

九二

〔原文〕

千歳羊肝、化爲地宰。（『法苑珠林』十一。按地宰疑地皋之訛。『列子』天瑞「羊肝化爲地皋。」可證。）

〔書き下し〕

（文）千歳の羊の肝は、化して地宰〔①〕と為る。

・『法苑珠林』十一。按ずるに地宰は疑ふらくは地皋〔②〕の訛あやまちならん。『列子』天瑞に「羊肝は化して地皋と為る」と。証とすべし。

〔注〕

① 詳細は不明。

② 草の名（茜・地血）とする説、泥とする説、鳥の名とする説、土中の怪物（墳羊）とする説など、諸説あつて詳細は不明。

〔現代語訳〕

（文）千年生きた羊の肝は、地宰に変化する。

〔補〕

○ 『法苑珠林』十一（六道篇・畜生部）「季桓子穿井、獲如土缶。其中有羊焉。使問之仲尼曰、吾穿井而獲狗、何耶。仲尼曰、以丘所聞、羊也。丘聞之、木石之怪、蚯蚓蝸蟻。水中之怪、是龍罔。土中之怪、曰黃羊。夏鼎志曰。罔象如三歲兒。赤目・黒色・大耳・長臂・赤爪。索縛則可得食。王子曰、木精為遊光。金精為清明也。晋元康中、吳郡婁縣懷瑤家、忽聞地中有犬子声隱。其声、上有小穿、大如蟻。瑤以杖刺之、入数尺、覺如物。乃掘視之、得犬子。雌雄各一。目猶未開。形大於常犬也。哺之而食。左右咸往觀焉。長老或云、此名犀犬。得之者令家富昌。宜當養之。以目未開、還置穿中。覆以磨礮。宿昔發視、左右無孔、還失所在。瑤家積年無他禍福也。大興中、吳郡府舍中、又得二牧物如初。其後太守張茂為吳興兵沈充所殺。尸子曰、地中有犬、名曰地狼。有人、名曰無傷。夏鼎志曰、掘地而得狗、名曰賈。掘地而得豚、名曰邪。掘地而得人、名曰聚。聚、無傷也。此物之自然、無謂鬼神而怪之。然則賈与地狼名異、其実一物也。淮南萬畢曰、千歳羊肝、化爲地宰。蟾蜍得瓜、卒時為鵝。此皆因氣作、以相感而惑也。

○ 『列子』天瑞「羊肝化爲地皋、馬血之爲軫鄰也、人血之爲野火也。鷄之爲鷓、鷓之爲布穀、布穀久復爲鷄也。燕之爲蛤也、田鼠之爲鶉也、朽瓜之爲魚也、老韭之爲菟也、老隸之爲猿也、魚卵之爲蟲。」  
◇ 「化」にかかわる博物系。千年を経た羊の肝が変化した地宰を何に使用するのがわかれば、さらに細分化することもできよう。

九三

〔原文〕

羊蹄療蠱毒。〔經史證類本草〕草部下品之下羊蹄下。唐本注引『萬畢方』。

〔書き下し〕

(文) 羊蹄〔①〕は虫毒を療す。

・『經史證類本草』草部の下品の下の羊蹄の下。唐本は注に『萬畢方』を引く。

〔注〕

① ギシギシ、シノネのこと。『本草綱目』十九(草・羊蹄)に頭禿・疥癬・女子陰蝕(以上は『神農本草經』にも記載がある)のほか、疽痔・虫毒・大便卒詰・腸風下血・痺不語・面上紫塊等々、様々な症状に対処できるものとされている。

〔現代語訳〕

(文) 羊蹄は毒虫による症状を治す。

〔補〕

○ 『經史證類本草』十一(草部・羊蹄)「羊蹄。味苦。寒。無毒。主頭禿疥癬。除熱、女子陰蝕、浸淫疽。一名東方宿、一名連虫陸、一名鬼目、一名蓄。生陳留川沢。(唐本注云、実味苦渋、平無毒。主亦自雜痢。根味辛苦。有小毒。萬畢方云、療蠱毒。今山野平沢處處有之。)」

◇ 医薬系である。

九四

〔原文〕

白芳七結浴蠶。〔太平御覽〕八百二十五。

〔書き下し〕

(文) 白芳〔①〕七つ結べば浴蠶〔②〕す。

・『太平御覽』八百二十五。

〔注〕

① 具体的に何を指しているのかは不明。とりあえず植物として解釈しておく。

② 蚕の卵を水に漬けて間引きすること。『周礼』夏官・馬質、『齊民要術』種桑柘がともに『蠶書』の「蠶は龍の精たり。月の大火に値すれば、則ち其の種を浴す」とあるのを引く。また『礼記』祭義にも記述がある。

〔現代語訳〕

(文) 白芳が七つ花(あるいは実か)を結んだら、蚕の卵を水に漬けて間引く。

〔補〕

○ 『太平御覽』八百二十五(資産部・蠶)「淮南萬畢術曰、白芳七結浴蠶。」

◇ 歳時記系であろう。浴蠶は二月(仲春)の行事であるから、そこ

から「白芳七結」を割り出すこともできるかもしれない。ちなみに『農政全書』三十一(蠶桑)に浴蠶に関する記述が見えるが、そこにも「白芳七結」はない。ただし、そこに「二月十二に至りて、浴するに菜花・野菜花・韭花・桃花・白豆花を以てし、之を水中に揉みて之に浴せしむ。……」とあり、浴蠶の時に菜花・野菜花・韭花・桃花・白豆花を揉み込んだ水に浴することが記されている。或はこれに関連するか。

◇偽作の可能性が高い(『通雅』は偽書とする)が、劉安撰の『淮南王蠶經』三巻という著作もあつた。元・王禎の『農書』が巻一・巻六・巻二十・巻三十一でこれを引いている。新旧の『唐書』の『經籍志』芸文志(いずれも子部・農家)に見える『蠶經』一巻との関係は不明。

九五

〔原文〕

薑汁除蛇蝎毒及癰腫。(『經史證類本草』草部下、引『萬畢方』)

〔書き下し〕

(文) 薑①汁は蛇蝎の毒及び癰腫②を除く。

・『經史証類本草』草部下の引きし『萬畢方』。

〔注〕

① スミレのこと。烏頭を薑と表記することもあるが、烏頭は既

に烏喙という表記で一七条に見えているので、ここでは取らない。

② はれものやできもののこと。

〔現代語訳〕

(文) スミレから採った汁は、蛇やサソリの毒、またはれものやできものを取り除く。

〔補〕

○『經史証類本草』二十九(菜下)「薑汁、味甘、寒、無毒。主馬毒瘡。搗汁洗之、并服之。薑、菜也。出小品方。萬畢方云、除蛇蝎毒及癰腫。」

◇医薬系である。ちなみに『五十二病方』に薑の例は二つ(087・351)あり、一つはマムシの毒に対する内服薬の、もう一つは脛の火傷に対する外用薬の薬材として提示されている。

以上有文無注